

令和8年 第4回 安芸太田町議会定例会会議録

令和8年6月10日

招集年月日	令和8年6月8日						
招集の場所	安芸太田町議会議事堂						
開閉会日 及び宣告	開 会	令和8年6月8日 午前10時50分				議 長	中本 正廣
	閉 会					議 長	
応(不応)招議員 及び出席並びに 欠席議員 凡例 ○ 出席 △ 欠席 × 不応招 △公 公務欠席	議 席 番 号	氏 名	出席等 の 別	議 席 番 号	氏 名	出席等 の 別	
	1	笠 井 清 孝	○	7	影 井 伊久美	○	
	2	田 島 清	△	8	大 江 昭 典	○	
	3	宮 本 千 春	○	9	小 島 俊 二	○	
	4	大 江 厚 子	○	10	津 田 宏	○	
	5	末 田 健 治	○	11	中 本 正 廣	○	
	6	佐々木 道 則	○				
会議録署名議員	10 番	津 田 宏		1番	笠 井 清 孝		
職務のため議場に 出席した者の職氏名	事務局長	河 野 茂		書 記	佐々木 裕子		
地方自治法第 121 条により説明のた め出席した者の職 氏名	町 長	橋 本 博 明		教 育 長	大 野 正 人		
	副 町 長	木 村 富 美		病院事業管理者	平 林 直 樹		
	参 事	三 浦 道 人		道の駅推進チーム 担当課長	瀬 川 善 博		
	参 事	下 村 佳 世		教 育 次 長	長 尾 航 治		
	会 計 管 理 者 兼 総 務 課 長	二 見 重 幸		教 育 課 長	清 水 裕 之		
	総 務 課 主 幹	郷 田 亮		安芸太田病院 事務長	正 岡 剛		
	加 計 支 所 長	児 玉 裕 子		—	—		
	筒 賀 支 所 長	山 本 博 子		—	—		
	企画 DX 課長	能 宗 良 明		—	—		
	税務住民課長	沖 野 貴 宣		—	—		
	地域協働課長	上 手 佳 也		—	—		
	産業観光課長	菅 田 裕 二		—	—		
	建 設 課 長	武 田 雄 二		—	—		
	健康福祉課長	佐々木 文 義		—	—		
	衛生対策室長	森 脇 泰		—	—		
会議に付した事件	別紙のとおり						
会議の経過	別紙のとおり						

会議に付した事件

令和8年6月10日

	一般質問
--	------

令和8年第4回定例会
(令和8年6月10日)
(開会 午前10時00分)

○中本正廣議長

おはようございます。ただいまの出席議員は10名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。本日の議事日程はあらかじめ御手元に配付したとおりです。

日程第1. 一般質問

○中本正廣議長

日程第1、一般質問を行います。昨日に引き続き一般質問を続けます。通告順に従って順次発言を許します。7番、影井伊久美議員。

○影井伊久美議員

おはようございます。議席番号7番、影井伊久美でございます。議長より発言のお許しを頂きましたので、通告に従い、大枠2題、地域の水道組合についてと、道の駅再整備事業後の運営についてを一問一答にて順次質問をしてみたいです。さて、本日6月10日は時の記念日でございます。時間は誰にも平等に与えられたものですが、それをどのように使うかによっては、未来は大きく変わってきます。私たちは日々忙しく今を生きております。しかし、まちづくりとは今だけを見て行うものではありません。厳しい財政状況、人口減少など大きな課題への対応が求められる状況ではありますが、将来に向けた種まきを止めてはならない、かつ早い段階で行う必要があると考えます。皆様御承知のとおり、野菜を育てるとき、種をまいた翌日に収穫することはできません。これはまちづくりにおいても同様であると考えます。今日まく一粒の種が数年後数十年後の実りにつながり、今日の決断が数年後数十年後の暮らしを支えます。本日は、その種まきがどのように行われ、またこれから何をまいていくべきなのかという視点で質問をいたします。それでは早速ではございますが、1題目、地域の水道組合についてでございます。簡易水道、地域水道に関わらず、水道施設設備は言うまでもなく、住民の暮らしを支え、命を守る生命線であります。想像してみてください。朝起きて顔を洗おうと思って、蛇口をひねったら水が出ない。まずは顔が洗えません。ほかには飲めない、食べれない、洗えない、流せない、日常のあらゆる活動が大きく制限をされることとなります。水道が一度止まれば、暮らしも経済活動も成り立ちません。水道施設は、地域に住み続けるための基盤、基本中の基本であり、これを現状維持するにあたっては、老朽化の対応が必要であり、また次世代に引き継ぐためには設備の更新なども避けては通れないのが実情でございます。簡易水道においては、利用者の使用料金と、町の一般会計からの繰入金で賄われており、維持更新などの建設改良予定が組まれております。今年度8月から料金改定を行うこととなっておりますが、一般会計からの繰入金がゼロになるわけではございません。一方で、地域の水道組合の施設設備についてはどうでしょうか。地域がそれぞれに管理維持をされており、近年、財政的な面、人の面で相当御苦労されている現状が浮き彫りになってきております。地域の水道組合とひとくくりに申ししましても、その運営形態や施設設備の状況は様々であると捉えます。まずは、この状況、現状をどのように把握をされているのか答弁を求めます。

○中本正廣議長

武田建設課長。

○武田雄二建設課長

はい。地元水道の施設の状況、給水戸数の把握をどのようにしてるか質問頂きました。令和4

年3月に安芸太田町水道事業ビジョンを策定いたしました際に、町内26地区の水道組合を対象に、アンケートを実施いたしました。その際に、給水方法や給水戸数など基本情報を把握しているのが現状でございます。

○中本正廣議長

影井議員。

○影井伊久美議員

令和4年にアンケートを実施され、基本状況を把握をしておられるとのことですが、これはアンケートですので、あくまで文字活字上での把握をされているのが現状であると捉えます。直接のやりとりをしたわけではないので、各地域の温度感とか切実さとか、こういったこと実態把握には至ってないと感じました。ではですねそういった現状を踏まえて、課題は何であるか、課題は何ととらえているか、答弁を求めます。

○中本正廣議長

武田建設課長。

○武田雄二建設課長

はい。その課題についてどのように捉えてるか質問頂きました。そのアンケート実施時の回答におきましては、高齢化におけます人手不足、水源や水量不足、施設管路の老朽化、給水戸数の減少等によります収入不足が挙げられております。アンケート実施以降に各組合におけます最新の状況の把握などは、現在いたしておりません。各地域との水道組合と情報共有を密にいたしまして、今後より具体的な課題の収集と実態把握を努めたいと考えております。

○中本正廣議長

影井議員。

○影井伊久美議員

町としては最優先課題が、直近の実態把握が必要ということでした。その上で、各地域のですね具体的な課題が出てくるのかなというふうにも感じました。ではですね続いて、町長にお尋ねをいたします。この令和4年度のアンケート回答には高齢化、先ほども課長が答弁してくださいました、高齢化、人手不足、施設設備の老朽化、給水人口の減少などが挙げられております。これを踏まえてですね、地域の水道組合が将来にわたって地域単独で存続していけるのかどうか、こういったこと、所感を求めたいと思います。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい。改めて地域水道についての御質問でございましてとりわけ、様々な課題がある中でこれからどうなっていくのかということだと思っております。今お話がありましたように各地域水道それぞれ、これまでも自主的なあるいは主体的な管理ということで、地域地域で管理をされてたんだと思いますけれども、今、議員から御紹介頂いたような高齢化ですとかあるいは給水人口が減っていくということ、さらに言えば、老朽化によって、だんだん地域地域でそういった地域水道を管理をしていく、運営をしていくというのが難しくなっていくんだらうなというのは感じているところでございます。ただ、各地域水道によってそうはいつでも今後どのように対応していこうかというのは、これまた主体的に、ある意味考えておられるのではないかと思っておりまして、そういった意味では、今後どのような形である意味支えていくのか、それを今後は地域水道とそれぞれ管理されているところと協議をしていくということが今後必要になってくるのではないかなというふうに感じているところでございます。

○中本正廣議長

影井議員。

○影井伊久美議員

簡単に言えば存続は難しくなってくるんじゃないかという町長の御所感で間違いなかったかなと思います。ではですね続いて、3項目めですね、将来的にどのような位置づけで存続を図っていくのかという、問いでございますが、もちろん先ほどおっしゃられたように、地域の意向は大前提でございますが、大切なことは、命、生活を守る生命線である水が、とまってしまう状況を作らないことです。地域の努力だけではどうにもならない現状が目の前に迫ってきていると感じており、行政のですね一歩踏み込んだ関わりと支援が必要ではないかと考えております。現時点のお考えで結構ですので、将来的にですね存続をどのように図っていくお考えであるか答弁を求めます。

○中本正廣議長

武田建設課長。

○武田雄二建設課長

はい。将来的な位置づけについて質問を頂きました。地域水道は基本的には地域の財産であります。将来的な維持管理におきましても、地域が主体となって管理運営を行っていただくことが原則であると認識しております。しかしながら先ほどもありましたように、人口減少や高齢化が進む中、地域単独での維持が困難になることが予想されております。町に支援を求める声もあることも承知しております。地域水道は、地域の方々が直接維持管理を行うことから、経費を抑えることができる部分もあったかと思っております。そういった事情も勘案しながら、どういった支援が適切なのか、町の簡易水道事業で培ってきた専門的なノウハウや技術的な知見も活用提供しながら、地域の貴重な水源と施設が将来にわたって存続できるよう、密に協議を重ねていきたいと考えております。以上です。

○中本正廣議長

影井議員。

○影井伊久美議員

はい。将来的にも、地域が主体となり運営していただくのが原則であるがしかし、地域の厳しい現状も承知はしているとのことで、これ難しい大きな課題ですね、本当に。それでもですね、協議を重ねていきたいと申されました。私も同様に、まず地域の組合との協議の場を持たれてはいかかかと考えます。設置当初の詳細や経緯、これを知る人も少なくなっているのが実情でございまして、中にはですね、町が勝手に設置したんだから、町が管理していくべきだ、そういった声も聞かれてきます。またですね、先ほど町長もおっしゃられたように、それぞれの組合において、いろんなお考えがあるかと思えます。これ時間と労力が必要ですが、対話を重ね、方向性を導かれることが重要ではないかと考えます。続いて、再度町長に質問をいたします。水がとまってしまってから対応するでは手遅れです。何とか維持ができています今、地域と対話し、行政の関わり方をいま一度検討すべきではないかと感じております。地域の努力だけではどうにもならなくなってきた今、行政がすべきことは何なのか、町長の見解を求めます。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい。改めて今の地域水道の状況も踏まえた上で、様々な御指摘を頂きました。もともとこの水、水道の問題というのは水道法そのものがですね、基本的に水道を提供することは、原則はやはり基礎自治体の責務であるというふうに書いてあるところでございます。それだけまず水の確保というのは、行政にとっては基本的な部分なんだろうと思っておりますがそう言われながらも、本町においては簡易水道については行政の責任で対応しながら、先ほどから説明

をしているように、地域水道そのものは各地域の財産であって、それについては基本的には各地域で維持をしてきていただいたのが流れでございました。これ恐らく、もちろん水道法ができる前、要は、それこそ江戸時代のような時期というのはまさに水というのは、飲む水以上に水稻、稲作をする上では各地域地域によっては本当に財産であって、それこそ地域で確保しながら分配をしていくというのが、流れだったのかなというふうに思っておりますので、そういう流れからしても、必ずしも公的なものだから全部行政がやるわけではなく、地域地域の財産としてそれこそ守られてきた流れもあったんだなというのは感じているところでございます。ただそうは言いながらも、社会情勢も大きく変わってきて、やはり、こういった公的な部分についての行政の役割が大きくなる中、また先ほどから御指摘あるような老朽化それから高齢化によって、現実地域の管理が難しくなってきた状況を踏まえすと、やはり行政としてある意味、地域が担ってきた部分も担わなければならなくなってきた環境ではないかなということも感じているところでございまして、そういった意味では、議員御指摘のように、各地域のそれぞれ管理者の皆様方とお話をしていく、そういうタイミングに來ているのではないかなというふうに思っているところでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

影井議員。

○影井伊久美議員

現時点では、行政のすべきこと、定まっているわけではないですが、まずはやはり協議をしていくという理解をいたしました。続いてなんですけれども、そこでですね、4項目め、安芸太田町生活用水取水施設整備事業補助金についてでございます。喫緊の課題として、一組合から聞き取りした結果でございますが、維持管理するに当たって、人の面ももちろんあるんですが、整備の費用が負担となっている。現在の補助事業では、その整備に当たり、2分の1を補助する制度となっていますが、補助率の再検討が必要ではないかと考えます。まずはこちらについての所感を求めます。

○中本正廣議長

武田建設課長。

○武田雄二建設課長

地元水道に対する町の補助金について質問を頂きました。本町の安芸太田町生活用水取水施設整備事業補助金につきましては、給水戸数2戸以上の水道組合等が行う施設整備事業について事業費の2分の1を補助しております。これは、近隣市町も確認いたしましたが、補助率につきましては同等となっており、半分となっておりです。町が運営します簡易水道におきまして利用者に料金をお支払い頂く受益者負担の原則で運営を行っているところですが、本町のような中山間地域におきましては、効率的な運営が厳しいため、一般会計からの繰入金に頼らざるを得ない状況が続いております。このたび、水道料金を全体で約20%値上げをしております、することを議決を頂いております。これただいま住民の皆様へ丁寧な説明をしているところです。地元水道の維持費、水道料金につきましては、町の簡易水道よりも低く抑えられている地域が多い状況でございます。今後の簡易水道と地域水道との間の受益者負担という公平性の観点から、現状把握にも努めてまいりたいと考えております。また、現行制度の中で、施設の長寿命化や効率的な修繕に向け、技術的な助言など、財政面以外の体制協力体制も含めまして、組合の皆様をサポートしてまいりたいと考えております。以上です。

○中本正廣議長

影井議員。

○影井伊久美議員

はい、課長のほうから、最後に組合のサポートを強化していくとの力強い御答弁も頂きまし

たが、一方で、現行制度は据え置くというニュアンスだったかなと思います。受益者負担という公平性の観点について、こちらまずは現状把握に努めるということですが、冒頭にも申しました一般会計からの繰入、令和8年度でいうと、収益的収入、基本的収入合わせてですね約1億2,200万円を繰入れております。極端に考えると、この繰入額を単純に人口割をすると、住民1人当たりの負担になるわけで、実質この地域の水道組合の方々にもこれを御負担頂いているという考えにも至るのではないかと思います。地域水道組合の方々には受益者負担は少ないとしても、利用していない施設の整備、更新費用なども負担していることとなるのではないかと考えます。こういったことも十分に今後考慮されたいと考えております。続いてですね、町長に伺いたいんですけども、この補助金事業ですが、について、さきの3月定例会において、光石上水道組合から、人口減少、高齢化が進む中、資金調達が非常に困難であることから、補助の充実を求める陳情書が提出をされ、採択をされたところです。議会陳情採択の町長の受け止めはいかがであるか、答弁を求めます。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい、改めて施設の整備の補助、補助金の話について御指摘を頂きました。これまさに受益者負担の考え方をちょっと我々もいろいろ整理をしながら実は考えているところでございます。それぞれ補助が欲しいということは我々も個別には伺っております。そういった声が大きくなった結果として議会にもそのようなお話があったと思うんですが、先ほど申し上げたように、今回、水道料金については全体で20%値上げをします。この20%値上げの目標というのが大体維持費、それから修繕費も含めて全体の6割ぐらいいは、いわゆるその収益、皆様からの水道料金で賄えるような値上げにしようということになりました。これはすなわち、全体かかっている中の6割は自己負担で残りの4割が一般会計の繰出しという、そんなイメージです。大体ですね。一方で、この補助金もある意味、修繕に必要なもののうちの半分は実は公費で負担をするという形になっておりまして、そういう意味では、大まかに言うともちろん運営については補助は出しておりますが、地域の水道でも半分は公費から要は、税金から補助を出させていたでいていうことでございますので、この修繕に限って言うと、ほぼほぼ今の水道も、あるいは地元水道のほうも補助という意味では大体半分ぐらいいは公費からとにかく出しているというのが今の現状でございます。そういった意味で、そんなに大きな違いがないという意味で、改めて課長のほうからは、この受益者負担の考え方をもう少し整理をさせていただきたいということをやちょっと述べさせていただいたところでございまして、大変厳しい状況にあるというのはよく分かってるんですけども、そこら辺も少し整理をさせていただきながら、そういう意味では最終的には、簡易水道地元水道という区別をなくす方向にしたほうが、料金体系からも分かりやすいその代わり、地元水道の皆様にも、いわゆる簡易水道の料金を払っていただくようなことになるかもしれませんが、そういったところは引き続き、少し整理をさせていただきながらですね、考えていきたいというのが今の答弁でございました。もちろんそう行く前に、これも課長申し上げましたが、様々なノウハウを持っておりますので、そういった部分の、お金ではない部分ではありますけれども、様々なサポートなどについてはできることは今からでもさせていただきたいという思いでございますが、トータルでもう少しこれお時間を頂いて、整理に向けて進めていきたいと思っておりますのでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

影井議員。

○影井伊久美議員

補助の見直しと一言で言ってもですね簡単ではないことは承知の上ではございます。その上

です。ですね、委員会で協議を重ねて据置きにはできない問題であるとの結論に至ったのはですね、今後、ほかの地域でも起こりうる課題である、そういうふうに感じたからです。そしてですね、これを機にですね、地域の水道組合の在り方も検討する必要があるのではないかと考えます。そして何よりですね、地域の切実な思いや願いがあるからです。最後にですね、町長にもう一つだけ伺いたいことがあります。これからですね、梅雨時期に入りまして、その次は台風シーズンがやってまいります。落石や倒木によって、地域の水道施設が破損あるいはですね、老朽化によって、ある日突然設備が止まってしまう。そんなこともあり得ないとは限りません。そのときですね、修繕しようにも先立つものがない。となったら、水が止まります。しかも長期にわたって。こういった場合ですね、町はどう対応していくのか。どういうお考えがあるか、お尋ねをいたします。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい。万が一そういった形で地域の水道料金が途絶したような場合には当然町としても緊急対応というのを考えているところでございます。まずは、たちまちでありますけれども水の供給、ペットボトル等の供給というのは当然、既にもう対応しているところでございますし、それ以外の復旧にあたっても、この復旧のほうは我々が主体的にやるというのはなかなか難しいんですが、修繕に向けてのアドバイスなり、あるいはお手伝いということはもう既に今の段階でも、対応させていただいてるところでございます。それ以上の対応ということについてはこれちょっと少し大変申し訳ないですが実際の災害に合わせてですね、それぞれ取り入れるところを、対応させていただければなというふうに思っております。以上でございます。

○中本正廣議長

影井議員。

○影井伊久美議員

はい、理解をいたしました。地域の施設という考えだけではなくてですね、町の課題であるという認識のもと、まずは、地域との協議に取りかかり、現状把握に努められたいと強く申し添えて、次の質問に移ります。2題目、道の駅再整備後の運営についてでございます。1項目めに目標を達成するための具体的なビジョン、その種まきはいつ頃からどのように行うかということでございます。道の駅再整備事業にあたり、年間来場者数100万人、売上げ6億円という大きな目標が掲げられております。現状の年間来場者数は約30万人で、売上げは約2億円程度。目標を達成するためにはですね、現在の約3倍の動員売上げが必要となってきます。数値を伸ばすための根拠、何をどのように仕掛けていくかが重要で、それはですね1日も早い段階で具体的に示される、そのように感じます。失礼いたしました具体的に示されるべきだと感じております。はい、そこで1点目に、目標を達成するための具体的なビジョン、その種まきはいつ頃からどのように行うのか、これについての答弁を求めます。

○中本正廣議長

瀬川道の駅推進チーム担当課長。

○瀬川善博道の駅推進チーム担当課長

はい、年間来場者数100万人また売上げ6億円という目標を達成するための具体的なビジョン、またその種まきはいつ頃からどのように行うかの質問を頂きました。新たな道の駅については、目指す姿、ビジョンをみんなで応援したくなる成長し続ける道の駅として、供用開始から3年後を目途に、来場者数を100万人、総売上げを6億円という目標を掲げているところでございます。近年の道の駅では、飲食、物販、イベント、滞在機能を組み合わせることで、年間100万人規模の来場者実績を有する施設も増えてきているところでございます。ちなみに、近隣の道の駅で

は、北広島町のマイロード I C 千代田、安芸高田市の三矢の里あきたかたは、いずれも毎年100万人近い来場者の実績をあげているところでございます。我々の掲げた目標も決して不可能な数字ではないと受け止めているところでございます。本町の道の駅については、国道沿いに遊具や屋外テナントを整備し、通行客に対する魅せる道の駅としてのデザインを導入したところでございます。どのようなテナントが入っているかもまた魅力ある道の駅の重要な要素であり、そのテナント出店者の募集は、本年4月より始めているところでございます。道の駅再整備を進めていることを多くの方に知っていただくため、工事現場に大型看板を設置するとともに、その進捗状況についても、SNS等により、町内外に情報発信を行うよう、SPCと協議を進めているところでございます。開業の前後には、各メディアに対して、リニューアルオープンについて積極的に情報提供を行うとともに、開業前には住民出店事業者などを対象とした現地見学会やプレオープンを開催する予定で、リニューアルオープンに向けての機運を高めていくことも考えているところでございます。開業後の取組として、まず、集客に向けて地元の芸能文化である神楽や地元農産物を味わう季節の収穫祭など、地域独自のイベントを定期開催することとし、随時、インスタグラム等のSNSを活用して、時代に沿った情報発信を行っていくことを考えているところでございます。さらに力を入れておりますSUPやカヤック等のウォーターアクティビティやサイクリング、スキー客等のアクティビティの観光客も休憩や情報収集などで気軽に立ち寄れる仕組みづくりを進めるとともに、さくら公園や道の駅南側の建物解体後の跡地利用を含めて、施設全体のさらなる有効活用を模索し、目標達成に向けて取り組んでいるところでございます。このほか、SPCとしては、共通レジシステムの導入、また集積された顧客データから購買傾向や売れ筋商品を分析するなど、売上げの増加につながるものを出店者とともに考えられ、また地域商社とともに、新たな商品開発も手がける予定と聞いているところでございます。本事業は、PFI事業ではありますが、町としても、SPCからの情報提供を受けながら、ともに目標に向けて取り組んでいきたいと考えているところでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

影井議員。

○影井伊久美議員

縷々ビジョン、またですね、オープン後の取組なんかを述べていただきました。その取組の種まきを一体いつから行うのかを問うておるわけで、例えばですね、小規模出荷農業者支援事業、産直市の出荷者増大を促したり、出荷品目の充実を図ることを目的とされており、これはですね、先駆けた取組でありまさに種まきであると評価をいたしております。このような先駆的な取組は現段階でほかに何があるのか、再度答弁を求めます。

○中本正廣議長

瀬川道の駅推進チーム担当課長。

○瀬川善博道の駅推進チーム担当課長

はい。今御質問頂きました、今現在ですね、新たに道の駅の農産物、こういったところにおいて売上げにつながるよう、農産物の安定的な供給であったり、また生産者の確保について、この部分の事業としては今取り組んでいるところでございます。そういったものと、将来的には、そういった加工とかそういったところも含めた中で、中長期的な視点を持ちながらですね、そういったところの生産者の確保、また、農産物の確保に向けた支援、そういった取組についてですね、今後検討していきたいと考えているところでございます。

○中本正廣議長

木村副町長。

○木村富美副町長

はい。若干補足をいたしますと、先駆的な取組になるかどうか分かりませんが、オープンしてから、例えばいろんな定期的なイベントを開催するというようなことは先ほど課長のほうから申し上げたとおりですけれども、これいきなりできるわけではありませんので、開業まであと2年というかなり危機感をもってSPCとともに、今、例えばイベントを定期開催するためには関係団体との調整も必要でございますので、そういった戦略を策定しているところでございます。もう1点PRに関しまして、オープンした後に、ホームページでPRするわけではなくて、やはり1、2年前からリニューアルするということを広く知っていただくという意味では、できれば今年度中には、ホームページ等と情報発信のツールを立ち上げたいということで準備を進めているところでございます。以上です。

○中本正廣議長

影井議員。

○影井伊久美議員

戦略を持って、いろいろなことを策定をされている。ホームページも今年度中にということと理解をいたしました。えーとですね、あと1点ですね、少し気になったのがですね、マイロードや三矢の里なども年間来場者数百万人であるから、本町も不可能ではないと申されましたが、でもそれは仕掛けがあってこそその可能性があると可能性であると考えてます。もっといろんな方面からですね仕掛けに対するこの種まきをしていく必要があると、再度申すんですけれども、PFI事業だからというわけではなくてですね、その種まき自体は行政の役目ではないかと考えているんですけれども、これについて町長はいかがお考えか御所見を求めます。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい。ありがとうございます。改めて、あくまでもPFI事業なのでSPC主体的に動いてもらうわけですが当然本事業はそもそもは町の事業でございますので、我々もしっかりと連携をしながら進めていく必要があると思っております。そういった意味では、種まきとおっしゃったんですが、今やることがある意味全部そうだと思うんですね。ほかにも今テナントの募集をかけておりますが、これもある意味種まきだと思っております。これも普通の、要は、町内の事業者のみならず、やはり、例えば多くのところでどれぐらい有名な店が入ってくれるか、それが、そういう店が入ってくれることによって期待感を持ち上げて来ていただくという、多くの皆さんに来ていただくというのもその一つであり、そういうテナントに来てもらえばいいというのは、実は今もいろいろと仕掛けしているところではあるわけでございます。また先ほどもちょっと話をしましたSUPやカヤックといった様々なアクティビティが楽しめる、そういう町あるいはそういう道の駅でもありたいなと思っております、そういう部分も今からガイドを仕込んでいく、あるいは受入れの体制を整えていくということも重要な仕込みだと思っております。改めてそういった取組ですね、引き続き進めさせていただきながら、その上で、さらに言うと、そうはいってもあと2年しかありませんので宣伝の部分についても、少しではありますが準備を進めていく必要があろうかなというふうに思っているところでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

影井議員。

○影井伊久美議員

はい。テナント募集も種まきとおっしゃられましたが、テナント入るにあたってはですねやっぱりどういった戦略を持ってこの目標に達成していくかというそのビジョンなり、詳細具体的なことがですねつまびらかにされていくことで、テナント出店者側もですね、これなら出店

できるかなとかいった考えに至ると思います。いずれにせよですね、この種まき作業は急がれると私感じておりますので、引き続き、ＳＰＣと協議しながら進めていただきたいと感じるところでございます。続きましてですね2項目めの道の駅の将来像に、みんなで応援したくなる道の駅、成長し続ける道の駅があげられているんですが、それにはですね、住民、行政、ＳＰＣが一体となった運営が不可欠であり、住民や利用者の視点を取り入れることが重要だと考えております。安芸太田町に根差した持続可能な運営を継続をしていくため、次の2点について聞きたいと思います。まず1点目でございます。既存施設の解体工事などが着々と進んでおり、出店者募集も始まっており、事業は進行しておりますが、そこにですね、住民を巻き込むような取組が見えてきません。住民さんのほうからは日を追うごとにですね、ええことならんのじゃないとか、大丈夫なんとか、心配の声が増えていることを私自身も危惧しております。メインコンセプトの一つに、町民が集い、誇りに思える道の駅とあります。コンセプトに沿った道の駅にするために、住民一人一人が主体的に関わりたくなるような雰囲気づくりや、意識の醸成についても、いち早く種をまく必要があると考えますが、町はどのようにお考えでしょうか。答弁を求めます。

○中本正廣議長

はい。瀬川道の駅推進チーム担当課長。

○瀬川善博道の駅推進チーム担当課長

はい住民に関わりたくなるような雰囲気づくりまた意識の醸成についての質問を頂きました。道の駅は再整備の趣旨は、観光振興と産業振興、さらには地域活性化の起爆剤とするものでございます。その成功のためには、住民の皆様に参加頂くことは必須と考えているところでございます。お客さんとして御利用頂くために、子育て支援スペース、またバス待合所、会議室、ＪＡの金融窓口も整備され、住民の方が日常的に気軽に立ち寄れる場となり、来場者観光客との交流の場となるように努めてまいりたいと考えているところでございます。また、家庭菜園を営んでおられる方には、ぜひ農産物直売所に出荷頂くなど、どなたでも気軽に参加頂けるよう、日頃から農家の方とともに意見交換を行いながら、容易に参加できる仕組みづくりについても努めていきたいと考えております。さらには、イベントスペースでは、地元神楽団や文化、芸能の上演、また子どもたちの発表の場、作品等の展示場所としても積極的に活用頂ける仕組みづくりを進めるほか、電光掲示板等を活用して、観光、地域行事等の情報発信、共有の場として御利用頂ける仕組みを考えているところでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

影井議員。

○影井伊久美議員

ええっとですね。主体的に関わる仕掛けとは、交流の場づくりや意見交換にとどまらず、住民さんが役割を持って参加できることに意味があると思います。今の答弁の流れでは、どの部分で住民が役割を持っていけるのがちょっとよく分からなかったのですが、そこで、次の質問に移ります。住民の役割の一つとして、行政、ＳＰＣだけでなく、例えば農業者、子育て世代、若者、地元をよく知るシニア世代などが入る道の駅運営協議会を設置し、ともに成長し続ける道の駅を目指す必要があると考えますが、こちらについての見解を求めます。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい。住民の参加あるいは道の駅の運営協議会という具体的な御提案も頂きました。役割というお話でございました。私自身はこれ、道の駅というのはある意味舞台だというふうに思っております。そういう意味ではその作る過程から役割を何か皆さんが果たすというよりは、

できたものをやっぱりいかに皆さんに使っていただくかということがまず一つ重要なのかなと思っております。そういった意味で先ほどからお話があったように、まずお客さんとして使っていただく、さらに一步踏み込んで利用者、利用者といいですか、農産物を直売所に出していただく、さらに言うと様々なまさにその舞台というか、ステージなども、ステージみたいな部分もあるわけですのでそういったところを使って、日頃皆さんの活動されてるものをより多くの皆さんに見ていただける、あるいはお届けをする、そういう場として使っていただくというのが、今の道の駅だというふうに思っているところでございます。そういった意味ではまさに利用者の集まりという意味での会というのは例えば既に産直市についてもそういう集まりがございますし、あるいは出店者の協議会みたいなものも当然、これからは必要になってくると思っておりますので、そういったものはぜひ作っていききたいというふうに思っているところでございます。ただ、どうなんでしょうか。今確かに直接作業している要は工事をする中で、町民の皆さんに何か果たしていただく役割を作るということが、本当に求められるのかどうか、それ以前に、もともとこの基本構想を作ったときには本当に多くの皆さんにも御参加を頂いて、あるいは声掛けをさせていただいて基本構想を作ったつもりでございますが、それを具体化するタイミングにあたって、今事業化という手法とっている以上、そこになかなか皆さん御参加頂くというのは確かに難しいのかなというふうに思っているんですね。その上で、あるいは運営協議会というお話もございました。運営にあたって町民の皆さんのさらなる御意見を頂くような場はやはり考えていかなければならないと思っておりますが、例えばそれが協議会という場でもいいのか。協議会になったとしてもそれはやっぱり参加できる方々というのは1人2人とか、そういうことになりますので、それよりも例えば、日々の運営について町民の皆さんからもアンケートをとらせていただいて、それをまた反映をさせていくということもありうるかなと思っております。さらに言うと、当然これ、町の事業、PFI事業ではありますけれども、トータルでいうと町の事業でございまして、町と運営者というのは常に運営については協議をさせていただくということでございます。そういった意味では我々自身も、皆様の御意見を踏まえながら、それを運営に反映させていきたいと思っておりますし、場合によっては町民の代表である、議員の皆様方からもですね、様々運営については逐一御意見を頂きながら取り組むということもありうるかなと思っております。ちょっと元に戻ります。運営協議会という形がいいのかどうかというのはこれからも検討させていただきたいと思いますが、どうすれば、特定の方々の声ではなくて町民全体の声を受け止めさせていただいてそれを運営の場に反映させていけるかということについては、ぜひ、これからも検討させていただきたいと思っておりますし、皆様からもアドバイスなり頂ければなというふうに思っているところでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

影井議員。

○影井伊久美議員

はい、道の駅は舞台であると申されたんですけれども、運営協議会についてはですね、今回の質問全般通して運営に関しての質問をしておりますので、今の段階で住民さんに関わっていただくという話ではなくてですね、やはり運営に関して、何かしらの検討はしていかなければならないんじゃないかと考えています。そしてですね出店者協議会というのはもちろん必要であると私も思っております。あとPFI事業だから、経営を委ねるというのも、理解ができます。そうではなくてですね、みんなで応援したくなる道の駅、成長し続ける道の駅、これにはやはり、意見を聞く、先ほどアンケート等もおっしゃられましたけども、意見を聞くにとどまらず、やはり住民さん一人一人が何かしらの役割を持って、主体的に関わっていただく、そういうことで実現していくのではないかと考えております。その一つに、運営協議会という、選

択肢があるのではという問いでございました。これから検討するとおっしゃられましたので、検討にも入らなければもう1回、答弁を求めようかと思ったんですけども、これから検討されるということなので、やはりどういう形が一番皆さんに関わっていただけるかというのを、再度検討されたいと申し添えておきます。そしてせっかくですぬリニューアルする道の駅ですから、メインコンセプトのとおりですね、町民が集い、誇りに思える道の駅となるようにですね、そういったことも念頭に置かれたいと考えます。今後の検討の結果を待つことといたします。最後にですね、本町は時間を無駄にする余裕はないと考えます。既存施設の維持更新や事業、また道の駅のような新たにチャレンジする事業、どちらに対しても、まだ時間があるのではなく、もう時間がないという視点で種まきをし、将来の実りや暮らしの支えの先行的な取組を強化されたいと申し添え、私の一般質問を結びます。

○中本正廣議長

以上で影井伊久美議員の一般質問を終わります。10時55分まで休憩といたします。

休憩	午前 10 時 50 分
再開	午前 10 時 55 分

○中本正廣議長

休憩前に引き続き一般質問を続けます。その前に、昨日の答弁の中での訂正がありますので、町長のほうから。橋本町長。

○橋本博明町長

大変失礼いたしました。昨日テゴスについての御質問頂いて、そのときに私のほうで実際にテゴスのほうの職員というのは、直接、獣害対策を獣をとらずに指導ばかりやってるという話をさせていただきました。それ誤りでございまして、設立当初はそういうことでございましたけれども、令和7年度以降は、実はそのテゴスの職員自身もですね鳥獣対策という直接関わることができるようになっておりまして、実際に本町においてもそれができるとことを確認したもんですから実は令和7年度職員を採用というか、テゴス職員を採用させていただいたという経緯がございました。訂正しておわびを申し上げたいと思っております。失礼いたしました。

○中本正廣議長

それでは一般質問を続けます。4番、大江厚子議員。

○大江厚子議員

おはようございます。一般質問最終となりました。大江厚子です。今日は、防災対策の強化と地域防災体制について、そして改憲論議、安全保障政策と地方自治について2項目にわたって、一般質問をいたします。よろしくお願いいたします。まず、防災対策の強化と地域防災体制についてに入ります。皆さんも時候の挨拶で言われていますとおり、6月に入り、梅雨そして台風シーズンを迎えます。先日の台風6号は、太平洋側の各地に記録的な大雨をもたらしました。本町では1988年、昭和63年の集中豪雨により、旧加計町、旧戸河内町を中心に大規模な土石流が発生しました。特に殿賀地区では甚大な被害を出しました。また、1993年、平成5年にも豪雨により、旧戸河内町の田吹川流域に土石流が発生し被害を受けました。また2014年広島土砂災害、2018年西日本豪雨さらに全国で大きな災害が発生しています。2年前には能登半島における地震と、それから何か月後に豪雨災害が発生しました。こうした中、住民の命と生活を守る防災体制の強化が強く求められています。特に高齢化、人口減少が進む本町においては、避難体制、避難所環境の整備、地域防災力の維持など、課題は山積していると考えます。以下について質

問してまいります。まず、避難場所、避難所についてです。それに入る前にちょっと確認をしたいんですが、避難場所と避難所の違いについて、避難場所は災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される場所、避難所は被災者が避難生活を送るための施設とありますが、本町においては、その二つは連なるものというか、同意として考えてよろしいでしょうか。

○中本正廣議長

二見総務課長。

○二見重幸総務課長

はい。避難場所と避難所についての御質問を頂戴いたしました。災害対策基本法では、市町村長は、必要があると認めるときは、一定の基準に適する施設または場所を指定緊急避難場所として指定しなければならないとされています。また、想定される災害の状況、人口の状況、その他の状況を勘案し、災害が発生した場合における適切な避難所の確保を図るための一定の基準に適合する公共施設等を指定避難所として指定しなければならないとされております。本町では、指定緊急避難場所と指定避難所は兼ねておりまして、役場本庁東館、川・森・文化・交流センター、修道活性化センターの3か所を指定しているところでございます。以上です。

○中本正廣議長

大江厚子議員。

○大江厚子議員

はい、承知しました。では、数だけ言いますと避難所が今言ったように3か所、広域避難所が1か所、地域の避難所が80数か所ということで、よろしいでしょうか。そして、前回も質問しましたが、原発事故被災者避難所が8か所ということです。次に、避難所の環境整備の現状と課題、さらに福祉避難所についてどうなっているかをお聞きしたいと思います。一つだけ、質問ではないんですけど、今回質問するにあたって、ホームページ掲載の防災マップを見ました。2023年から更新されてないということで、地域の避難施設が、変更が記入されてないというところを見ました。また、避難施設について、土砂災害と洪水のどちらかに、その際について丸をしてあるんですが、してない箇所もあって、どう判断していいのかなということもありましたので、その辺の更新とそれから説明書きについても必要かなというふうに思いました。その答弁は必要ありません。先ほど言いましたように避難所環境整備の現状と課題、福祉避難所についてお伺いします。

○中本正廣議長

はい二見総務課長。

○二見重幸総務課長

御質問の中にもありましたように、先ほど申し上げた3か所以外に、施設の立地等から、災害対策基本法の規定には適合しないものの、筒賀福祉センターは筒賀地域の中でも比較的 안전한建物であると判断しておりまして、広域避難所として運用しておるところでございます。総じて本町は土地が急峻でありまして、河川に隣接している住宅が広がっているため、土砂災害警戒区域や浸水想定地域が多くありまして、指定緊急避難場所や指定避難所の要件をクリアできる避難場所を確保するのは大変難しい状況でございます。結果として本町においては、先ほど申されたように、地域の集会所、これは自主避難所として設定をされておりまして、決してそこが安全性が確保されているということではないんですけども、住民の方が避難されるときには、そういった面では留意していただく必要があろうかというふうに考えております。ということもございまして、本町において、災害から身を守る時には何よりも早めの避難が求められてお

りまして、その重要性について、引き続き周知を図ってまいりたいと考えております。なお、避難場所の環境整備についての御質問ございました。国からも積極的に取り組むこととされておりまして、町としては、指定緊急避難場所、指定避難所、広域避難所につきましては、非常食でありますとか、水、それから毛布、それから下着や紙おむつ等の最低限の生活必需品、それから数は十分ではないんですが段ボールベット、簡易トイレ等も備蓄を進めているところでございます。また今年度は、地域未来交付金を活用して修道活性化センターでの暑さ対策として、スポットクーラー等の冷房機、それから大型扇風機等、暑さ対策にも配慮して整備を進めているところでございます。そのほかの自主避難所につきましては、町の補助事業等も活用しながら、地域においてそれぞれ対応をしていただいているという実態でございます。以上でございます。

○中本正廣議長

佐々木健康福祉課長。

○佐々木文義健康福祉課長

はい、福祉避難所について御質問あったかと思います。町内に福祉避難所として、町とですね協定を締結しているところは3か所ございます。これは、特別養護老人ホーム2か所と老人保健施設1か所でございます。そのほか、特定の施設でございますけども、この施設のほうが町の指定管理先でございます、地域支援センターを管理しております社協と個々に締結をしているというのが現状でございます。以上でございます。

○中本正廣議長

大江厚子議員。

○大江厚子議員

はい。環境整備については徐々に整備されていることを承知しました。福祉避難所についても、3か所と協定を結んでるということですが、現在入所されている方がおられる、さらに上で地域の要介護者の人ということなのでかなり大変な状況にはなるとは思いますが、その辺、十分に日常から考慮されて、体制を整えるようにしていただくべきだというふうに思っています。これはさらに上の段階に入っていきますけど、国際基準であるスフィア基準に対する認識と今後の活用について伺います。避難所の環境整備について、世界的な基準として参考とされているのがスフィア基準です。人道支援の国際基準であり、その根底には人間には尊厳ある生活を送る権利があるという理念があります。具体的には、1人あたり最低3.5メートルの生活空間の確保とか、安全な飲料水と十分なトイレの整備、それから栄養の確保された食事の提供、医療や感染症対策、女性、子ども、高齢者、障がい者への配慮、そして性暴力や虐待を防ぐための環境整備などが示されています。しかし日本ではこの基準が十分に反映されているとは言えません。2年前の能登半島地震のことを思い出せば、雑魚寝状態とか避難所でのトイレ不足、入浴環境の不備、温かく栄養のある食物の不足、プライバシーが確保されていないなど、多くの課題が出されていまして。しかし、私もこれビデオ見て驚いたんですが、同じ年の4月に発生した台湾東部地震では、避難所の状況が大きく異なっていました。避難所では、発災直後から、防災用テントによるプライバシーの確保が行われ、温かい食料や生活日用品も十分に提供されていました。さらに子どもたちのおもちゃやゲーム、衣服のクリーニングサービス、アロママッサージなども用意され、被災者が少しでも安心して過ごせる環境づくりが行われていました。こうした違いは両政府の被災者に対する考えの違い、被災者を単なる支援の対象ではなくて、さっきも申しましたが、尊厳を持った1人の人間として捉える視点のあらわれ、違いのあらわ

れだと思えます。今後、本町の避難所運営や在宅避難者への支援において、このスフィア基準を取り入れ活用していくお考えがあるのか。またあれば具体的に何を優先して改善していくか、お尋ねします。

○中本正廣議長

二見総務課長。

○二見重幸総務課長

はい。スフィア基準についての御質問を頂きました。質問の中でも、おっしゃられましたように、スフィア基準は、災害や紛争の被災者が人としての尊厳を保ちながら生活するための人道支援の国際基準であるというふうに認識しております。内閣府の避難所運営等避難生活支援のガイドラインが令和6年12月に改定されまして、避難所運営におけるチェックリストの各項目において、このスフィア基準を参考として、環境整備を行うことと示されておるところでございます。先ほども質問の中でおっしゃられましたが、スフィア基準では1人当たりの居住スペースを3.5㎡以上とするなど示されておりまして、避難所の質の向上の実現に向けた指針が示されているところでございます。今後本町においても、スフィア基準を指標とする内閣府の避難所運営等避難生活支援のためのガイドライン、これを基本といたしまして、できる範囲の取組を進めてまいりたいと思えます。避難所の整備に関しましても、徐々にですがこのガイドラインを基本として進めてまいりたいと考えております。以上です。

○中本正廣議長

大江厚子議員。

○大江厚子議員

財源的な問題がかなり重大だとは思いますが、それに近づくように努力していただきたいと思えます。次に避難情報についてです。高齢者避難、避難指示等の発令基準と住民周知について、5月下旬から新しい防災気象情報の運用が開始され、内閣府はそれを自治体が発表する避難に関する情報に活用するためのガイドラインを改定し、今月17日に公開されました。それを見ると、レベルごとに居住者等がとるべき行動がきちんと整理され記されています。本日はそれを全部説明していただくのは時間の関係で難しいのですが、行政として特に伝えるべき行動、避難行動、レベルでの避難行動について伺います。

○中本正廣議長

二見総務課長。

○二見重幸総務課長

はい、高齢者等避難あるいは避難指示等の発令基準と住民の周知についての御質問でございました。発令基準に関しましては気象庁におきまして、5月28日の午後から、新たな防災気象情報の運用を開始されたところでございます。これまでの土砂災害警戒情報レベル3相当発表による高齢者等避難発令はレベル3の警報発表で発令、避難指示はレベル4の危険警報発表で発令することとなります。したがってこの高齢者等避難レベル3のところをしっかりと情報提供することによって、早めの避難を促してまいりたいというふうに考えております。この件に関しましての周知に関しましては、広報4月号及び6月号で掲載するとともに、町ホームページにおいても実施しております。なお、気象注意報警報は、市町単位で発表されますが、避難情報は旧自治振興会区分の48地域の単位で発令することとしておるところでございます。以上です。

○中本正廣議長

大江厚子議員。

○大江厚子議員

きめ細やかな情報発信ということで安心しています。その上で、本町は伝達に有効な手段として防災無線がありますが、しかし高齢化率も高く、防災無線だけでは十分に伝わらない世帯や地域もあると思います。独居高齢者、高齢者2人暮らし、障がいのある人などに、誰がどのように避難を確認するのか、その体制をお伺いします。

○中本正廣議長

佐々木健康福祉課長。

○佐々木文義健康福祉課長

はい。避難行動要支援者へのですね確実な情報伝達に向けた当初の取組についてでございますが、要支援者の対象は、現在400人余りと見込んでおります。全ての方に個別避難計画が必要であると認識しておりますけれども、現在は、優先度の高い方から、順次着手しております。今年度の目標としては、100名の計画策定を目指しております。また計画策定後の役割分担としては、災害時の避難指示等の発出は危機管理室が担い、迅速な初動対応を行います。さらに、計画内容を常に最新の状態に保つため、福祉専門職等の皆様が、定期訪問時に情報更新を行う仕組みとしておりますので、実効性のある情報伝達あるいは避難支援体制の構築、さらには福祉避難所の活用を含めて、努めてまいりたいと考えております。以上です。

○中本正廣議長

大江厚子議員。

○大江厚子議員

はい。個別計画が着々と作成されているということで、少し安心しました。次の項目に入ります。本町のちょっとこれまでの質問と重複していくと思いますが、本町の防災上の課題について、高齢化、人口減少、地域力低下を踏まえた課題認識について伺います。

○中本正廣議長

二見総務課長。

○二見重幸総務課長

はい。本町の防災上の課題について、とりわけ高齢化、人口減少等を踏まえた課題認識についての御質問でございます。地域力の低下による防災に対する取組の低下につきましては、大きな課題と認識しておりまして、その歯止めのための対応が必要だというふうに認識をしておるところです。つきましては、町の地域防災計画でも、防災啓発に努めることと明記していることから、危機管理室職員が地域に出向いて、防災意識の向上につながるような学習会などの情報交換を重ねているところでございます。これまで59の自治会を回りましてハザードマップの説明や、地域ごとの避難経路の設定等を地域で話し合いをしていただいているところでございます。実際に町が被災した際には、公助の力を発揮するまでの間は、地域での自助、共助の力に頼るしかないというふうに考えておりまして、今後も継続して地域での防災に関する啓発を努めてまいりたいと考えております。以上です。

○中本正廣議長

大江厚子議員。

○大江厚子議員

はい、承知しました。次の項目に入ります。医療・福祉・交通等を含めた災害時の対応についてです。実際に災害に遭った場合には、医療・介護・交通の連携が不可欠です。しかしその前提となるのは、平時から地域医療や介護体制、地域交通体制が維持されていることです。高

齢化、人口減少が進む本町において、自力で避難することが困難な高齢者や要介護者、障がい者、交通弱者への対応が大きな課題となります。こうした住民の命を守るためには、平時と災害時を切れ目なくつなぐシームレスな体制の構築が必要ではないかと考えます。私はこれまで訪問介護事業について、ヘルパー不足の深刻な状況について一般質問で取上げてきました。また3月議会には、訪問介護サービスを保障することを求める意見書の提出の陳情書が住民より提出され、現在も継続審査となっています。平時においてさえ、在宅介護を支える体制が脆弱な中、災害時には在宅の高齢者や要介護者への支援がさらに困難になることが懸念されます。さらに現在、病院の在り方が検討される中で、戸河内診療所の廃止や、医療スタッフの減少も論議されています。平時の地域医療が弱体化すれば、災害時の救急医療、在宅療養者への対応、避難所支援なども大きな影響を及ぼすことが懸念されます。安芸太田病院には災害支援ナースとして登録された看護師もおられ、災害時には医療スタッフが一丸となって、住民の命を守る重要な役割を担います。そのため、災害医療体制の充実には、有事だけでなく、平時から地域医療体制を維持強化していくことが不可欠であり、自治体や国による積極的な支援が必要と考えます。そこで伺います。行政、病院は、平時の地域医療・介護を維持することこそ最大の防災であるとの認識を持っておられますか。その上で、地域医療・介護を含めた本町の災害対応体制を今後どのように構築していくとお考えでしょうか。

○中本正廣議長

平林病院事業管理者。

○平林直樹病院事業管理者

はい。ただいま医療・福祉・交通を含めた災害対応について御質問を受けました。私のほうからは、医療について御説明させていただきます。まず安芸太田病院につきましては、既に策定済みのタイムラインに基づきまして、今から述べます三つの視点から、災害時においても、入院患者の安全確保と地域医療提供体制の維持に全力を挙げて取り組んでまいります。まず第1に、入院患者の生命を守ることを最優先とさせていただきます。自家発電装置や医薬品等の備蓄、管理を徹底し、インフラ遮断時においても、医療機能を維持することを努めます。また、院内で安全確保が、もうこれは難しい、このような非常時には刻々と変化する状況をリアルタイムで把握し、被災状況や医療ニーズを即座に広域災害救急医療情報システム、E M I S というふうに呼んでおりますが、そこにこれは広島県がオープンしますが、そこに入力いたします。本システムはDMA Tの派遣要請やヘリコプター等による広域搬送先の調整など、救命・統制・広域連携において極めて重要な役割を担うものでございます。当院はこれを最大限に活用し、行政と密接に連携しながら、入院患者の安全な避難と移動支援を迅速に進めてまいります。次に、先ほどから言われております在宅療養者及び要支援者へのサポートでございますが、これは健康福祉課との施策と連携、補完しつつ、通院患者や在宅療養中の方々には、迅速な情報提供と安否確認を行う。そのように考えております。また地域のケアマネジャーや福祉関係者と協力し、医療福祉ネットワークを生かしたサポート体制を直ちに作動させます。さらに、これは災害から少し時間がたった後になろうかと思いますが、対面診療が物理的に困難な状況になることも想定されますので、その場合にはオンライン診療等を積極的に活用します。これにより、避難所や御自宅にいらっしゃる患者さんの健康状態を遠隔からモニタリングし、継続的な医療支援を提供できる体制を構築してまいります。最後に、地域医療の拠点として、災害時においても、救急医療体制を維持、確保してまいります。当院のしかしながら課題としましては、土砂災害時における、道路寸断時に、医療スタッフの参集が困難になるということが想定

されております。幸い病院併設の職員宿舎等の利活用を含めまして、具体的な対策を講じてまいりたいと考えております。また、今後は行政、介護施設あるいは交通事業者等と連携し、実践的な合同訓練を計画することで、地域一体となった防災体制の強化に努めてまいります。以上でございます。

○中本正廣議長

佐々木健康福祉課長。

○佐々木文義健康福祉課長

はい。介護・福祉の観点から、私のほうからお答えをさせていただきます。自ら避難することが困難な方の命を守るため、個別避難計画、福祉と医療の連携、保健師の活動の3本柱で対応を強化し、誰1人取り残さない防災を推進してまいります。第1に個別避難計画の実効性確保です。やはり一人一人の状況に応じた計画策定を急ぎ、福祉専門職や地域と連携した実効性のある避難支援体制を構築いたします。第2に、福祉担当部門としての医療連携の強化です。人工呼吸器を使用する医療的ケア児等、透析患者の命を守るため、平時からかかりつけ医や訪問看護ステーション等々の情報共有を図り、電源確保や避難調整を進めます。発災時には、要支援者の服薬状況等の医療ニーズをいち早く把握し、保健師や外部の医療チームでございます災害派遣医療チーム、通称DMA Tといいます、と日本医師会災害医療チーム、通称JMA Tといいます、への的確に情報を引き継ぐ、福祉と医療の橋渡し役を担います。第3に、保健師による災害関連死の防止です。保健師が中心となって、避難所や在宅避難所へ継続的な巡回訪問を実施いたします。このときに、厚生労働省が作っておりますD24Hというアプリがあるんですけども、このアプリに、心身の状況でありますとか、服薬の関係を情報入力し、その情報については先ほど申し上げたとおり、DMA TであるとかJMA Tのほうに引き継ぐということをさせていただきます。それをもって、感染症対策や健康管理、あるいは心のケアをきめ細かく行い、災害関連死を防ぐように努めます。これらに加えて、避難用福祉車両の確保に向けた交通分野との連携も含めて、今後深めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○中本正廣議長

能宗企画DX課長。

○能宗良明企画DX課長

はい。私のほうから交通についてというキーワードがありましたので、交通分野に対してお答えをさせていただきます。本町路線バスが通っている幹線道路などで法面崩落が発生すると通院とか買物とかそういう生活交通に大きな影響が生じる可能性があります。過去のそういった災害による通行止めによる住民の通院とか、買物の生活交通を維持するためには、地元の交通事業者と連携して、臨時便であるとか、代替便を運行してきた実績がございます。今後も災害等による通行止めが発生し、生活交通に支障が生じる場合は、交通事業者と連携して、通院や買物とか、そういった必要な交通手段の確保には努めてまいりたいと思っております。以上です。

○中本正廣議長

大江厚子議員。

○大江厚子議員

はい。三つの緊急時の対応について作成され訓練もする。お互いの連携も深めていくということがありましたが、そのスタッフや行政職員自らが被災することもありうるわけですね。けが人もたくさん出るとかいう状況もあるかもしれません。もちろん今言ったようにDMA Tと

かJMATとかそういう協力も得ながらですけど、やはり平時からの、かなり難しいことでもありますけど余裕ある体制というのが、私は必要ではないかなというふうに思っています。次の質問に入ります。防災会議、日常的な関係者との協議に関する現状と課題についてです。先日開催されたと思いますが防災会議の年間の開催日数、協議内容についてと、関係者例えば消防、病院、警察、行政などの日常的な協議はどの程度あるのかをお伺いします。

○中本正廣議長

二見総務課長。

○二見重幸総務課長

はい。防災会議等についての御質問をちょうだいしました。防災会議に関しましては、毎年梅雨入り前に開催をしております。本年度は去る6月2日に関係機関に御出席頂きまして、開催したところでございます。会議では、町の地域防災計画の年次修正について審議頂くとともに、各機関の近況や今後の取組について情報交換を行っております。平時から関係者が顔を合わせておくということは、災害対応上極めて有意義であると認識しておりまして、その点貴重な機会となっておりますところでございます。また、警察、消防等、関係機関との連携についてでございますが、これは危機管理室が中心となりますが、関係機関の担当者と情報交換は逐次行っているところでございます。なお、現状の課題といたしましては、おかげさまで本町は、平成18年度に安野地域で住家が被災した災害以降、大きな災害を経験しておりません。職員のうち約半数が、その後に入庁した職員でありまして、災害対応を経験していないということでございます。有事の際の行動イメージができていない職員も少なくないのではないかと考えておりまして、そのために、災害を想定した訓練の実施が大変重要と考えております。今年度も職員の参集メール配信による訓練等を実施しておるところでございます。以上です。

○中本正廣議長

大江厚子議員。

○大江厚子議員

私も訓練については本当にリアルな状況を想定した、シミュレーションに基づく訓練が本当に必要だなというふうに、それは地域も含めてですけど、というふうに思っています。その上で、別の内容に入りますが、災害時には避難所における、先ほども言いましたけど、性暴力や性被害の防止、女性や子ども、高齢者、障がいなど多様な立場にある人々の配慮が不可欠です。そのためには、防災施策の立案や意思決定の段階から、つまり防災会議とか日常的な情報交換の段階から多様な視点が反映される体制づくりが重要ではないかと考えています。危機管理室や防災会議における女性の参画をさらに進め、また子ども、高齢者、障がい者など、災害時に特に配慮を必要とする人々の声や意見を防災施策に反映する仕組みをどのように考えておられますか。

○中本正廣議長

はい。二見総務課長。

○二見重幸総務課長

はい。先ほどのスフィア基準のことも関連してくると思いますが、そういった国の基準でありますとか、そういったものを参考にしながら、どういった避難所等の環境整備が必要であるかといったことを、まずは、役場内の関係部署と話をしまして、環境整備の方向について、定めてまいりたいというふうに考えております。防災会議の中では、関係課の課長は全て出席しておりますので、そういった面では、防災に対する認識も高まっておると思いますので、そ

ういったところから、各課の意見を聴取しながら、災害対応の在り方についていま一度、話をしっかりしていきたいと考えております。以上です。

○中本正廣議長

大江厚子議員。

○大江厚子議員

先ほども申しましたが防災施策の立案や意識決定の段階から、やはり女性の参画ってというのが必要であるということと、当事者の意思の何ていうのか表明の場というのがやはり必要だなというふうに思っていますので、今後そういう場をね、ぜひ設置していただきたいと思います。次の項目に入ります。防災、あるいは災害対策基本条例の必要性をどのように認識しておられますか。本町には安芸太田町防災会議条例等々ではありますが、防災施策の基本理念や、住民、地域、行政それぞれの役割を明確に定めた防災、あるいは災害基本条例は制定されていません。防災基本条例は単に条例を制定することが目的ではなく、災害対策を町政の重要課題として位置づける意思を明確にし、防災施策や関連予算を継続的に推進するその根拠となるものです。また条例は行政だけではなく、地域や住民を含めて、防災に対する責任と役割を共有し、共通の理念を持つための仕組みでもあります。特に高齢化や人口減少が進む本町では、防災を地域任せ、自助、共助に任せるのではなくて、公助、共助、自助の役割と責任とそのバランスを明確にし、それぞれが納得できる形で、防災の理念を共有することが重要ではないかと思います。いかがでしょうか。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい。改めて防災対策基本条例の必要性について御指摘を頂いたところでございます。今御指摘を頂いたとおり防災対策基本条例というのは、防災の理念、基本方針、あるいは今役割分担という御指摘も頂きました。そういったものを定めているものだと思っております。ただどちらかといえばまさに条例でもあるので、少し抽象的な内容にとどまるものではないかなと、あるいはそういうものが多いのではないかなというふうに感じているところでございまして、実際、広島県も基本条例は制定されておられますが、内容的にはやはり理念等の明示にとどめられてるというのが現状でございまして。一方で、これも御指摘頂きました本町既に地域防災計画というのは持っております。これは災害対策基本法に基づいて、基礎自治体は必ずつくらなければならないものということでございまして、つくっておりますが、この地域防災計画というのはまさに理念や役割、基本方針のみならず、かなり想定する災害や、被害に応じて細かく具体的な対応なども詳細に定めているものでございまして、そういった意味では現時点においては、この地域防災計画で十分対応可能ではないかなというふうに感じているところでございますが、一方で、今、御指摘頂きましたこの地域防災計画の中でも、多様な視点をさらに盛り込むべきではないかという御指摘ございました。今の防災会議は、総務課長もお話をしたように、町の職員担当課長は参加をさせていただいておりますが、それ以外の関係団体という意味では軒並み町のいろんな団体、あるいは町に関わる団体ですね警察、消防、さらには県、県も幾つかの部署で担当者がそれぞれ来ていただいております。町内でも消防団、さらには、広島電鉄さんのような公共交通機関になっている団体もあれば、様々多種多様な機関は来られておりますが、ある意味どれも団体の長でございまして、団体の長とは言いながらも、今年の会はかなり女性も多く占めておられましたけれども、ある意味そういった女性の立場からとか、

子どもの立場みたいなことというのは確かに、代表して発言される方はいなかったなあというのをちょっと御指摘を頂きながら感じたところでございます。ましてや女性会も本町解散されたということもございましたので、そういった部分をどう取り込んでいくかということは少し私も今回改めて宿題として受け止めさせていただきながら、まずは、そうは言いながらも、危機管理室を中心にですねやはりそういった状況について把握をするということが必要かなというのは感じておりますが、考えていきたいと思っております。ありがとうございます。

○中本正廣議長

大江厚子議員。

○大江厚子議員

はい。私は具体的な対策を記す条例も必要ですけど、まずは理念条例が必要ではないかというふうに思っています。次に入ります。2024年地方自治法が改正され、大規模災害や感染症の蔓延など、国民の安全に重大な影響を及ぼす事態において、国が自治体に対して必要な指示を行うことができる、補充的指示権が創設されました。国は迅速な対応のために必要な制度としていますが、一方で、地方自治の本旨や国と地方の対等な関係への影響を懸念する声も出ています。特に重大事態への対応は地域ごとに状況が異なることから、国による一律的な指示ではなく、自治体の主体的な判断や、地域の実情を踏まえた対応が重要であるということです。また、補充的指示権が創設されたことにより災害対応だけではなく、安全保障や有事においても、国の関与が強まるのではないかと指摘もあります。地方自治法改正により創設されたこの補充的指示権について、本町はどのような認識をしておられますか。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい。補充的指示についての御質問ございました。以前にもお答えをしたのではないかと思います。一定規模以上のやはり災害ですとかあるいは感染症対応などの中にはですね、やはり基礎自治体だけでは対応するには限界がある事例もやっぱりあるのではないかなというふうに私自身は感じております。その意味においてそうした事態に対応するには国からの指示というのはやはり有用なものがあるというふうに考えております。一方で、さらにこの法改正にあたっては、地方自治の本旨に影響を及ぼすことにならないよう、国の補充的な指示については、あらかじめ関係地方公共団体等との協議を行うなど、事前に関係地方公共団体等と十分に必要な調整を行うことや、目的を達成するために必要最小限のものとするということが附帯決議をされているところでございまして、現場の実情を踏まえたものになるのではないかと受け止めているところでございます。反面、災害救助法や災害対策基本法など、災害対応に即した個別法も既に整備されており、加えて、法定受託事務と自治事務の枠を取り払うことへの懸念について指摘があるということは認識をしておりますので、その辺りについては引き続き注視をしていきたいと考えているところでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

大江厚子議員。

○大江厚子議員

そうなんです。各種対応できる法律はありながらさらに全体を網羅するような形で指示が出せるという、本当にこれは地方自治における、私としては危機感をね持っています。その上で、今おっしゃったように私も前回町長に、国の指示と地域の実情が一致しない場合は本町として

どのような対応を考えているのかという問いに対し、御答弁の中で、町としてはあくまでも町民福祉の向上を最優先で追求されるべきだと思っておりますので、そういった意味では、万が一、国の政策と齟齬が生じた場合は、当然町民の意思を尊重して、我々としても対応すべきだと思っていると答弁されています。このお考えは今も変更はありませんか。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい。繰り返しになりますけれども、一定規模以上のやはり災害ですとか、感染症対応などの中にはですね、どうしてもそれ基礎自治体だけではとても対応できないことがあるということは、私自身は感じているところでございます。そういったときには、国の指示というのは有用なものだということ、これは大前提だと思っておりますし、繰り返しになりますけれども、附帯決議などもされておりますので、その意味において、今、議員が御指摘されたような事態が果たしてあるのかどうかというのは、かなり可能性が低いのではないかと思っております。その上で、私としては最終的には、町民の安心安全を守るために必要な措置をしっかりとらせていただくということだと思っております。以上でございます。

○中本正廣議長

大江厚子議員。

○大江厚子議員

個々をどういう状況で指示が出るかというのは別にしても、理念としての問題だと思うんですね。地方自治法は本来国と地方が対等協力の関係に立ち、住民自治を発展させることを理念としてきました。しかし、この補充的指示権は、それをなし崩しにするような内容だというふうに私は思っています。地方自治よりも国に統制を強める方向へ進むのではないのでしょうか。災害対応時で最も重要なのは、現場の実情を知る自治体の判断であり、住民の声です。国の一律的な指示が常に地域にとって最善であるとは限りません。例えばコロナ対策のときに、一律に全国の学校を休校にさせた。それが果たしてどうだったのかなというのは今検証されていますが、そういうこともあり得るべきです。だからこそ、今必要なのは、国の指示に従う自治体ではなく、住民の命と生活を守る自治体です。住民の意思を尊重し、地域の実情に根差して行動する自治体だと私は考えています。次に、改憲論議、安全保障政策と地方自治について質問してまいります。質問に入る前に、4月臨時会において、臨時議会において、非核三原則の堅持を求める意見書に対する私の表明について一言申し上げます。私は4月臨時会において、非核三原則の堅持を求める意見書に賛成しました。しかし、その後改めて自分の判断について考え直すに至りました。非核三原則は被爆者の戦いの中から勝ちとった被爆者の悲願であり、被爆国日本の国是でもあり、私は現在もその堅持を強く求める立場です。しかし一方で、高市首相は非核三原則の見直しに言及しており、それに対して被爆者や多くの人々から懸念と批判が上がっています。4月臨時会で採択された意見書は、非核三原則の堅持を求めながらも、その見直しを示唆した首相の姿勢に対する批判や問題提起を含まないものでした。にもかかわらず、私は結果としてその責任を曖昧にした、発議案に賛同しました。しかし、非核三原則を堅持する立場に立つのであれば、その見直しを公言した政治的責任についても正面から問うべきではなかったかと考えます。結果として、非核三原則の見直しを進めようとする動きに対して、十分な批判を行わず、事実上それを容認するような内容に賛同してしまいました。この場で被爆地広島島の議員として、また非核宣言自治体の議員として、そのことを率直に反省し、当時の賛成と

いう立場、判断は、適切ではなかったと考えるに至りました。そのことをこの場で明らかにし、自らの認識を改めるものです。その上で、2項目めの質問に入ってまいります。憲法への緊急事態条項創設や九条改憲が論議される中、自治体住民へ与える影響について伺います。日本国憲法は今年11月3日で公布から80年を迎えます。アジア太平洋戦争において、地方自治体は軍国主義のもとで、国の下部機関として動員され、住民に最も近い立場で戦争遂行の一端を担いました。こうした歴史の反省から、日本国憲法には戦争放棄の理念が掲げられ、地方自治についても、国と対等な立場を有する者として、保障されました。しかし近年、政府は、軍事費の大幅な増加、安保関連政策の転換、長距離ミサイルの自衛隊基地配備、武器輸出の全面解禁、軍需産業育成、国家情報局設置、国旗損壊罪創設法案議論など、着々と戦争体制を構築する情勢です。高市首相は来春にも、憲法改正について、国会発議の目途をつけたい意向を表明し、現在改憲に向けた議論が進められています。このような情勢のもと、戦争の惨禍を二度と繰り返さず、住民の立場を守る立場から以下について伺います。憲法に緊急事態条項、国家緊急権を創設することに対する基本認識について。第1項目めの先ほど私が災害の際に質問しました補助的指示権の対象は自治体ですが、緊急事態条項は、国民、国会、自治体など、国家全体です。国家緊急権とは、非常事態に国家のために人権の保障と、権力分立を停止する制度で人権保障がなくなり、政府に立法権や予算決議が認められ、極度に集中、権力が集中する制度です。この緊急事態条項の地方自治への影響についてどう考えますか。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい、改めて緊急事態条項の地方自治に与える影響についてということで御質問頂きました。繰り返しになります。一定規模以上の災害や感染症対応などの中で、やはりどうしても基礎自治体のみで対応するのは難しい例があるというのは、そういう認識を持つてるということは先ほどお話をしたとおりでございます。その上で、それらの事案がさらに極大化をし、大規模災害や強力な感染症の蔓延など、一刻を争う町民の安全が確保できないという事態に至ることがあればですね、それは国による、より迅速かつ強力なリーダーシップが必要な場面ということも出てくるのではないかなというふうに思っております。最優先すべきは町民の安全でございますのでその意味で、私自身は緊急事態条項については原則、その必要性を理解してつつもりでございますが、緊急時であっても、住民の安全を守るためには、現場の状況を把握している市町村の判断がやはり尊重される部分もあろうかと思っております。その辺りをどう取り扱うのかについては今後注視していきたいと思っております。以上でございます。

○中本正廣議長

大江厚子議員。

○大江厚子議員

はい。緊急事態条項はもう本当にレベルが違う状況になってしまいます。戦争時のなんですかね、全ての権利を停止させ、内閣に権力が集中する、そういう状況になります。本当に私は大変なことだと思いますし、そして住民の権利にも大きく影響していきます。基本的人権の制限や行動制限、それから例えば物資統制、土地や建物の国の強制使用などが強制的に求められる可能性があります。改めて、現在の災害対策基本法や感染症などの法体系で可能な中、憲法上の、憲法ですから、最高法規である憲法の緊急事態条項を新たに設ける必要性をどのように考えますか。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい。まさにその必要性について国会で議論をされているんだと思っております。言葉の話になって恐縮でございます。まさに今あるような法律以上では対応できないような、まさにおっしゃったレベルが違うような、災害というのも当然想定はされることであり、そうなったときには既存の法律を超えた対応というのも、ある意味町民の安全あるいは安心を守るためには必要な部分も出てきようかと思っております。その意味においてその部分をまさに国会で審議をされているのではないかというふうに受け止めておるところでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

大江厚子議員。

○大江厚子議員

災害のみならず、戦争に対するこれは、戦争の場合に必要な条項だと私は思っています。次に、九条改憲、9条2項の削減と自衛隊の明記についての認識を伺います。例えば、地方自治体は住民に最も身近な立場で、自衛隊募集の事務や武力攻撃を想定した国民保護計画の策定、それから住民避難や救援に関わる役割を負っております。改憲に無関係ではありません。九条改訂をどのように認識しておられますか。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい、現在、国会において、九条の改憲等々について、議論がされているのはもちろん私としても承知をしております。ただ本案件は、地方自治に直接関わる問題だと私は思っております。その意味において、意見を申し述べる立場にはないというふうに認識をしているところでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

大江厚子議員。

○大江厚子議員

今申しましたように、例えば国民保護計画は策定されております、町で。国民保護法は武力攻撃事態等において住民の避難や救援について定めた法律であり、本町も国民保護計画を策定しています。その内容は、例えば弾道ミサイル攻撃、ダム等の施設の破壊、隣県の原子力事業所が武力攻撃を受けた場合などを想定し、記載されています。九条改憲で仮に自衛隊の活動範囲が拡大し、有事対応がより重視されるようになれば、その際に住民避難や住民保護を担う国民保護法の位置づけは、国からさらに重要視され、地方自治体にもさらに強化が始まります。全く無関係ではないと考えますが、いかがでしょうか。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい。ある意味住民生活全般にわたって、私の仕事も関わってくるのでそういった意味では全く無関係ではないと言われればそうかもしれませんが、本件の議論そのものは住民自治と直接は関係がないとある意味、私としては受け止めているところでございます。その上で、そういった意味で意見を申し述べる立場にはありませんし、そもそもが私自身の今の立場というの

は憲法によって、権限一切を与えられてる立場でございますのでその意味において、今申し上げられておられるような憲法改正について、私自身が何か意見を申し述べる立場にはないというふうに受け止めているところでございます。以上です。

○中本正廣議長

大江厚子議員、時間が余りありませんので、簡潔に。

○大江厚子議員

はい。ちょっと時間がないので、ちょっと質問をはしょって先に進みます。本町は非核宣言自治体であり、また非核宣言自治体協議会にも加入しています。全国の自治体の約93%が非核宣言を行っていることは、反戦や核兵器廃絶が決して国だけの問題ではなく、自治体が主体的に取り組むべき課題であることを示しています。まさに地方自治体も戦争を拒否し、核兵器を拒否しているのです。さて、本年の戦没者追悼平和祈念式典での町長の式辞についてどのように考えておられますか。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい。改めて本年の戦没者追悼平和祈念式典での私の式辞について、御質問頂きました。実は昨年は被爆あるいは戦後80周年という節目でもあってそのこと自体が大きな論点だったと思いますが、今年はそれとはまた違う意味で様々な事案や論点がある中で、何を町民の皆さんにお伝えすべきなのか、今のところ私としてはまだ確たるものがあるわけではありません。実際に今年はまだ、2か月もあるもんですからそういった意味ではまだまだ何か大きなことがもしかしたら起こるのではないかという気もしておりますので、その意味においてどのようなメッセージを町民にお伝えすべきなのか、いましばらく悩みたいというふうに考えているところでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

時間ございません。終わりです。ここで終わってください。55分までですから。

○大江厚子議員

55分。

○中本正廣議長

までです。

○大江厚子議員

じゃあこの続きはまた次回の一般質問で行います。以上です。

○中本正廣議長

以上で4番大江厚子議員の一般質問を終わります。通告による一般質問は全部終了いたしました。これで一般質問を終わります。以上で本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれで散会いたします。

○河野茂議会事務局長

御起立願います。一同互礼。

午前11時56分 散会